

業務で御使用の はかり の 調査票

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。
つきましては、下記の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力下さい。

事前調査番号(集合)	
事前調査番号(巡回)	

1. 貴事業所についてご記入下さい。

事業所名称		定休日	曜日
事業所住所 (通知文郵送先)		担当者 (電話番号)	(- -)
使用場所住所			

2. 該当するものに○印を記入して下さい。

①	貴事業所に、はかりはありますか?(貸与・リースを含む)	ある ・ ない
②	はかりを取引・証明に使用していますか? ※「取引・証明」については、別紙「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照ください。	はい ・ いいえ
③	ヤマト運輸から借りている はかり はありますか?	ある ・ ない

3. 予定の検査方法に○印を記入して下さい。

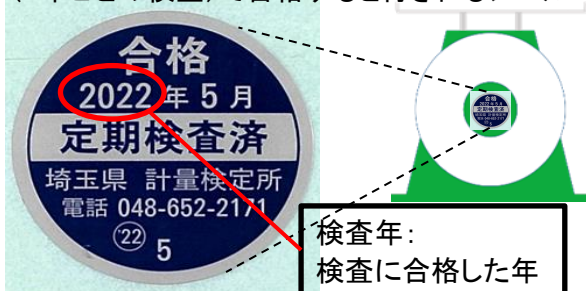
A. 埼玉県 または 埼玉県計量協会	B. 代検査(民間の検査)
埼玉県、埼玉県計量協会の検査は、 検査日や検査時間の指定はできません。 また、埼玉県計量協会の検査手数料は 当日現金払い です。	代検査依頼先【 実施(予定)年月日【 年 月 日 】

4. はかりの詳細をご記入下さい

No	はかりの種類 ※1	合格シールの 検査年 	ひょう量 (最大能力) kg	分銅 おもり	台数	検定証印等 の有無 	検定年月  年月	精度 等級	はかりの 使用用途
例	電気式	なし	150kg	-	1台	有・無	2018.01	Ⅲ	食材購入時の計量
例	指示はかり	2022	100kg	-	1台	有・無	※合格シールがあればこの欄は記入不要		
1					台	有・無			
2					台	有・無			
3					台	有・無			
4					台	有・無			

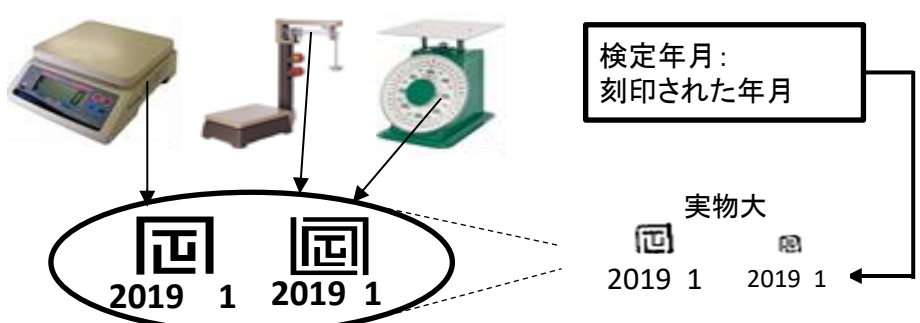
合格シール:

使用中のはかり(検定証印等付)が定期検査(2年ごとの検査)で合格すると付されるシール



検定証印等:

はかりの製造時に国の基準に適合すると付される刻印



詳しくは、別紙「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照のうえ、ご記入下さい。

※1 はかりの種類 記入例:「指示はかり」、「懸垂指示はかり」、「棒はかり」、「不等比皿はかり」、「台手動」、「電気式」など。

御協力ありがとうございました。御記入後は下記連絡先までFAXまたは電話にて連絡してください。

※埼玉県、埼玉県計量協会より問合せ等
があった場合は、御面倒をおかけしますが
御協力ください。

連絡先

連絡先
